

※別添写しについては添付を省略しています。

別添

消表対第66号
令和5年1月27日

株式会社ボネックス
代表取締役 荘谷 公司 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「投げ消すサット119ecoプラス」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「火消ッシュ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「火消し119」と称する商品（以下「本件商品③」という。）及び「投てき消火剤」と称する商品（以下「本件商品④」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命じる。

主 文

株式会社ボネックス（以下「ボネックス」という。）は、課徴金として金2224万円を令和5年8月28日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、ボネックスが自己の供給する本件4商品の各商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件4商品の各商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件4商品の各商品である。

イ(ア) 本件4商品の各商品について、ボネックスが前記1の課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間である。

- (イ) a 本件商品①、②及び④について、ボネックスが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日前の令和4年6月19日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、ボネックスが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、それぞれ、令和4年6月17日である。
- b 前記(ア)及び(イ)aによれば、本件商品①、②及び④について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、それぞれ、令和元年11月1日から令和4年6月17日までの間である。
- (ウ) a 本件商品③について、ボネックスが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日前の令和4年6月19日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、ボネックスが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間において取引をしていない。
- b 前記(ア)及び(ウ)aによれば、本件商品③について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間である。
- ウ 前記イ(イ)b及び(ウ)bの課徴金対象期間に取引をした本件4商品の各商品に係るボネックスの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。
- エ ボネックスは、本件4商品の各商品について、それぞれ、表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者ではないとは認められない。
- (2) 前記(1)の事実によれば、ボネックスが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件4商品の各商品の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額を合計した2224万円である。

よって、ボネックスに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

商品	売上額	課徴金額
本件商品①	213, 387, 961 円	6, 400, 000 円
本件商品②	189, 744, 786 円	5, 690, 000 円
本件商品③	276, 510, 685 円	8, 290, 000 円
本件商品④	62, 253, 048 円	1, 860, 000 円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社ボネックス（以下「ボネックス」という。）は、埼玉県新座市畠中一丁目18番2号に本店を置き、消火用具の薬剤の販売業等を営む事業者である。
 - 2 ボネックスは、「投げ消すサット119ecoプラス」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「火消ッシュ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「火消し119」と称する商品（以下「本件商品③」という。）及び「投てき消火剤」と称する商品（以下「本件商品④」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
 - 3 ボネックスは、本件4商品に係る商品パッケージの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) ボネックスは、本件4商品を一般消費者に販売するに当たり、商品パッケージにおいて、例えば、本件商品①について、令和元年12月2日から令和4年5月24日までの間、「投げるだけで“サッと”初期消火」等と表示するなど、別表「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ボネックスに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ボネックスは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

別表

対象商品	表示期間	表示内容	効果
本件商品①	令和元年12月2日 から令和4年5月2 4日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「投げるだけで“さっと”初期消火」 ・別添写し1の枠囲み(1)のイラスト ・「お年寄りやお子様でも簡単に使える！！」 ・「消火能力は水の約10倍」 ・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(2)の画像 ・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し1の枠囲み(3)のイラスト <p>(別添写し1)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
	令和元年11月1日 から令和4年5月2 4日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」 ・「消火能力は水の約10倍」 ・別添写し2の枠囲み(1)のイラスト ・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(2)の画像 ・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(3)のイラスト <p>(別添写し2)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品②	令和元年11月1日 から令和4年5月2 4日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」 ・「消火能力は水の約10倍」 ・別添写し3の枠囲み(1)のイラスト ・「投げる」及び「消火」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(2)の画像 ・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(3)のイラスト <p>(別添写し3)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品②1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品③	令和元年11月1日 から令和4年5月2 4日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」 ・「高年齢者も」、「お身体の不自由な方も」及び「お子様も」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(1)のイラスト 	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火

対象商品	表示期間	表示内容	効果
		<ul style="list-style-type: none"> ・別添写し4の枠囲み(2)のイラスト ・「消火能力は水の約10倍」 ・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(3)の画像 ・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(4)のイラスト (別添写し4) 	災に本件商品③1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品④	令和元年11月1日から令和4年5月24日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「消火器を使う事が難しい方でも簡単に使える！！」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(1)のイラスト ・別添写し5の枠囲み(2)のイラスト ・「発見→投げる→消火」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(3)の画像 ・「初期消火」及び「天井に炎が届くまでの火災に有効」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(4)のイラスト (別添写し5) 	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品④1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果